

裁 決 書

審査請求人

審査請求手続き代理人

処分行政庁

上記審査請求人から、令和2年3月27日付けをもって提起された、上記処分行政庁がした生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条費用返還決定に関する処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、次のとおり裁決する。

主 文

令和2年1月28日付け[]号で処分行政庁が審査請求人に対して行った本件処分は理由があるから取り消す。

概 要

- 1 本件は、法による保護を受けていた審査請求人が、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（以下、あわせて「本件年金」という。）を受給するようになったところ、処分行政庁が平成29年9月分及び同年10月分の本件年金相当額を法第63条に基づき返還決定する処分（以下「本件処分」という。）を行ったことから、本件処分の取消しを求めた事案である。
- 2 関係法令の規定
 - (1) 法第1条（目的）

法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
 - (2) 法第4条1項（保護の補足性）

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
 - (3) 法第8条1項（保護の基準）

保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。
 - (4) 法第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

理 由

1 本件処分の検討

法第68条は、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」としており、返還させる額の判断を保護の実施機関の裁量に委ねている。

これは、本来支弁されるべきでなかった保護金品の返還について定めたものであり、本来全額返還とされるはずのところ、保護金品の一部が被保護者の自立更生に資する形で使用された場合等全額を返還することが不適当な場合や全額を返還することが不可能な場合もあるので、返還の決定を実施機関の裁量に委ねる趣旨であると解される。

このような趣旨を鑑みると、保護の実施機関が返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、被保護者の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品（以下、「自立更生費」という。）の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきであり、その判断が社会通念に照らし、著しく妥当性を欠くと認められる場合は、保護の実施機関の裁量権の逸脱又は濫用にあたり、違法となると解される。

処分行政庁は、本件処分に先立って、預金の照会や審査請求人からの事情聴取などの調査を行ったというが、かかる調査で判明した事実は、審査請求人が家賃を何か月分も滞納していたり、知人から借金をしていたりするなど、審査請求人が極めて困窮した状況にあるということであった（なお、令和2年1月に返還された9万円についても、滞納家賃の支払などで費消したことを処分行政庁は把握していた。）。

そのような状況下で、2年以上も前に受給した本件年金相当額の返還を求めるとすれば、審査請求人の自立更生を阻害することになる。

また、処分行政庁は、本件処分について、令和2年1月7日にケース診断会議において、全額を費用返還することを決定しているものの、自立更生費について十分な検討を行ったとはいえない。

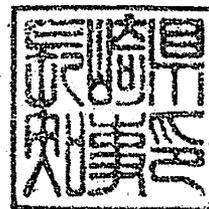
したがって、本件処分は、審査請求人の自立を阻害し、社会通念に照らし妥当性を欠くと認められるから、処分行政庁による裁量権の逸脱又は濫用があったというべきであり、違法である。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから行政不服審査法46条1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年9月23日

審査庁 長崎県知事 中村 法道



(教示)

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において、長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。